1993年8月22日発行

村尾光子の みなみかわち 町議会報告（第75号）

発行者：村尾光子（TEL:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺３，２３８-2
グリーンタウン１２２街区3

これは第２回定例会（６月８～１１日）と
第２，３回臨時会（５月２５日，７月１９日）の **報告です。**

《審議事項》

承認第1~5号	専決処分事件承認(税条例改正2件、補正予算3件)	賛成全員	承認
議案第21号	議会議決に付すべき契約、財産取得・処分条例改正	〃	可決
22	町立学校設置条例一部改正(仮称第二中学校)	〃	〃
23	工事請負契約締結(西保育所新築工事)	〃	〃
24	〃 (別処山公園照明施設)	〃	〃
25	〃 (仮称第二中学校新築工事)	賛成多数	〃
報告第1~3号	H4年度町会計の繰越について(3件)	賛成全員	承認
議案第26号	町表彰条例一部改正	〃	可決
27	町職員の休日等に関する条例一部改正	〃	〃
28~30	町税・都市計画税・国保税条例一部改正	〃	〃
31	自治医大周辺地区計画区域内建築物制限条例改正	〃	〃
32	字の廃止・区域変更及び町の区域設定(町名変更)	賛成多数	〃
33・34	町道認定・廃止	賛成全員	〃
35・36	H5年度町会計補正予算(2件)	〃	〃
推薦第 1号	町農業委員会委員の推薦(3名)	投票により推薦	

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：永吉栄・大島将良・舘野正明
村尾光子の4議員

もくじ

村尾光子の一般質問



問1．教育について
(1)新設小学校の建設計画はどうか。

【教育総務課長】H.6年設計、7年建設、8年開校の計画であるが、児童数が非常に増加しているので、早い時期に建設可能かどうか、現在検討中。現状でいくと、H8年には祇園小は10クラス増となろう。

【助役】今年度は中学校建設で関公費を(公団に)立て替えてもらった。国庫補助や起債の点から来年度も続けてというのはどうか、また関公費の精算(㊟返済のこと)から町財政として可能かなど検討し、今年度中に設計可能か、6年度になるかを明確にする。検討時間がもう少し必要だ。

関公費立替施行:開発に伴い整備しなければならない公共公益施設の整備費を、国の補助金が交付される前に公団が一時立て替えて実施し、補助金交付後町が20年程で公団に分割返済する制度。

(2)グリーンタウン内幼稚園の開園に向けての見通しはどうか。
町としての助成(設置・運営に関して)をどのように考えているか。

【教育総務課長】現在設置者とH6年4月開園に向け協議中。用地は町が取得したので設置費についての助成は考えていないが、運営費は今後協議する。

(3)H6年4月の小・中学校特殊学級開設に向けどのような準備がなされているか。
特殊教育の専門教員を交えた準備班を組織し、開設場所・特殊教育の内容・通級制を含めた運営方法等、具体的検討を進められたい。言語学級としてはどうか。

【教育長】新年度はまず小学校に設置を考えており、県教育委員会には伝えてある。事務局職員は教育研究所・県教育委員会担当者から、設置についてのアウトラインを聴取し、指導を受けている。また、本町教員には特殊学級10年経験者1人、施設関係4~5年経験者1人(臨時採用教員)の専門教員がいるので、その体験を聞くなど何度か話し合いを行っている。着々と準備は進めている。過日の校長会では在学児童の中で該当すると予想される児童のリストアップをお願いした。言語学級という提言は今後参考にする。

☞昨年12月定例会で『H6年4月をめどに中学校と小学校1校に開設したい』、また、今年5月の第2回臨時会で『仮称第2中学校開校の時点で建設したいとは考えている』と教育長は言っていたが、結局のところ、来年4月には小学校のみに開設されそうだ。

特殊学級の開設には最低6人の対象児童が必要とされているそうだ。このた

(4)学校５日制について、『推進委員会』の結論はどうであったか。
これを踏まえ、教育委員会としてどう対処するのか。

【教育長】推進委員会は昨年7月以来4回の会合をもち、①学校教育関係ではどう対応するか、②社会教育関係ではどうするか、③啓蒙啓発はどうするか、の3つの柱について熱心に審議された。いろいろ意見が出されたが、委員会としては実施できるものから始めようと、今年度は社会教育・公民館・図書館事業を洗いだし、該当する20事業をできるだけ土曜・日曜の休日に当てることでスタートしている。啓蒙啓発については、既に4年度に町広報を通じ2回実施している。学校教育では新指導要領に基づく指導に関する問題と、学校運営上の開かれた学校づくりの2つの面で提言があった。校長の学校管理権もあり難しい側面があるが、審議の方向にいくよう今後検討する。

☞まず推進委員会の結論はどうであったのか。どんな意見が出されたのか、通告したにも拘らず、少しも具体的な答えがなかった。会議の結果は『従来、終わってから特別住民への報告はしていない』と住民に知らせるつもりはないらしい。
今回の答弁は、昨年9月の一般質問への答弁から少しも充実していない(町議会報告No72、p3参照)。会議の結論は結論として受け止め公表し、その中で教育委員会として何を取捨選択、あるいは優先的に実施するか、それを明らかにすべきではないか。やはり、補助事業導入したから推進委員会を開いたに過ぎないとの感を強くした。
これでは、真摯に会議に臨んで論議を尽くした委員が気の毒だ。

問２．福祉について
(1)ＪＲ自治医大駅に、高齢者・身障者のためのエレベーターを設置するよう関係機関に強く働き掛けられたい。事業主体はどこか。

【住民福祉課長】事業主体はＪＲ東日本旅客株式会社。S58年4月の駅開業以来、福祉団体から要望を受け県は数回にわたりＪＲに設置要請をしたと聞いている。しかし、ＪＲでは駅舎改善には多額の財源を要する、外からの要請も増加しているなど経営面を考慮しなければならない、としてみ未設置で現在に至っている。今後とも関係機関と連絡を取り強く働き掛けを行う。最後に要請したのはS63年5月。

☞S63年以来4~5年間もそのまま放置していたのだ。実施するのがＪＲという企業だからか、あるいは、町は直接関与しないからか、町は本当に強く望んでいるのだろうか。“自治医大”と医科大学を冠した名をもち、実際、付属病院への通院者の利用が多い駅だからこそ不便を感じる人は多い。もっと利用者側に立った施設整備に努力してもらいたい。かつて、車椅子での通院者の介助を手伝ったことがある。大人3人かかりでも電動車椅子を担ぎあげるのは大変だった。車椅子

め人数確保から、現在普通学級で充分対応できている子供達を、強いて特殊学級に入れさせる事態があってはならない。一方、大人の都合で子供達の能力に応じた教育を受ける権利を奪ってはいけない。『着々と準備は進んでいる』とのことだが、特色をもった学級とするには更に時間がかかりそうだ。

障害児童の「通級」制度

～メリット・問題点を考える～

障害のある子供が普通学級に在籍しながら、障害に応じた指導を受ける「通級」制度が四月からスタートした。どんなメリットや問題点があるのか、考えようという集いが、このほど東京都内で開かれた。武蔵野市で障害のある子供などに勉強を教えている遠山真学塾の主催。



▲ 熱心な話し合いがもたれた「通級を考える会」

通級は、特殊学校や特殊学級とは違って、普通学級の各教科の授業を受けながら、週二、三時間、特別の学級に通う制度。言語障害、情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由などのうち、比較的軽度の子供が対象。原則として十人の子供に教師一人が配置され、マンツーマンで指導を受ける。これまで東京都や神奈川県では独自に行われてきた。

楽しみにする子もいる

「親が主体的に選べるように」

集いでは、言語障害のある小学一年生の母親が「通級で言葉の訓練を受けている。細かい指導もしてもらえるので、子供にとって楽しい場になっている。普通学級でも特別視されることもなく、友だちができた」とメリットをあげた。

一方、別の親からは「保護者会の席で名指しで通級に行くように勧められ、いたたまれない思いをした。十人という枠を満たすために、希望していない子まで無理やり呼び込んでいる」など、不信の声も出た。

同塾の牛久保有理さんは「日本の特殊教育は、子供を振り分けるための制度になっている。通級も、普通学級の学習についていけないような子供を取り除いていくために利用される恐れがある」と問題点をあげたうえで「いい点と悪い点をよく知った上で、子供に本当にプラスになるかどうか、親が主体的に選んでいくことが大切では」と話していた。

1993.7.29 毎日新聞

に乗っていた人はさぞ怖かっただろう。最近、車椅子の階段用補助具が備えられたと聞くが、果して充分だろうか。
　健康な人には何事なくても、身体が弱ったり不自由になると不便なところに多々出くわすという。体験してみないと実感できないとも言われるが、少しづつでもノーマライゼーションを目指して整備して欲しい。

(2)自治医大東側に開設が予定されている温泉付診療所の計画概要を説明されたい。町はどのように関与し、町民はどのように利用できるのか。

【町長】計画によると、建築物は建坪110.96m²、浴室は男女2槽の診療所。開設に際しては町としては関与していない。しかし温泉が発掘されたとき、町としても利用したいと考え2回ほど施行者と接触した。更に、排水問題について地域住民との話し合いにも臨んだ。排水についての地元同意は得られなかった。排水は地下浸透あるいは蒸発散方式としたようだ。当初構想では診療所のみならず遊園地的なものも含まれていたようだ。施行者からの積極的な話はなかった。
　ある程度町も負担して町民も温泉を利用できないか、庁内でも討議したが、現段階では手の打ちようがない。今後も方策を模索する。勿論、一般民間診療所なので患者としては当然利用できるだろう。

問３．議会事務局体制について
　事務局の組織・執務体制(事務分掌)を、規則等で明確にされたい。

【総務課長】議会事務局設置条例は制定されているが、組織については定めていないので調査研究のうえ定める。

問４．交通安全対策について
(1)グリーンタウン内の信号機設置について、町はどのような方針を持ちどのような働き掛けをしているか。
自治医大前通りＪＡグリーンセンター、ベスト周辺は大変危険である。早急に設置して欲しい。

【総務課長】交差点信号の設置は、交通安全支部長を通じ地域内の危険箇所を常時調査し、更に交通安全協会役員・指導員の確認を得て、全町的に危険度の高いところから順次石橋警察署に要望している。設置場所は警察署が判断している。グリーンタウン自治会から出された要望は、信号機を除いてほぼ実施され、信号機については今年中に銀行前に設置となった。

(2)グリーンタウン内の違法駐車について、どのような対策を講じているか。

【総務課長】H3年8月、警察・公団・グリーンタウン内自治会の協力をえて実態調査を行い、その結果3年12月に現在の交通規制等を実施した。このことは4年5月号の町広

報で知らせた。交通規制の内容は速度制限、はみ出し通行禁止、駐車禁止、一時停止規制、横断歩道設置等。

違法駐車については、常時地域内を巡回し取り締まるよう要請するが、今年5月には交通係長も今後徹底した取締を実施すると言っていた。

★町名変更、ついに議決・・・。

既に新聞、町広報で報道されたようにグリーンタウン内の字名が廃止され新しい町名と町割が議決されました。　　　　　（賛成:16、反対:1）

北側	:祇園1丁目～5丁目
南側	:緑1丁目～6丁目

【質疑要旨】

◦2月28日のグリーンタウン集会所での説明会では、『新しい町名の腹案はない。どういう方法で決めるか検討中』と言ったにも拘らず、翌日の全員協議会では町長は『祇園･緑で事前協議を進め、6月定例会に提案したい』と表明した。これについての3月初旬のＧＴ自治会長たちからの問い合わせに答えなかった。住民は町政不信を抱いている。どう考えるのか。住民の不信感をどう払拭するか。　　　　（村尾）

【答弁要旨】

・説明会へは自治会長の要請により出掛けたが、『経過の説明』という趣旨とは異なる展開となった。案を言うと混乱すると考え言わなかった。村尾議員が全員協議会の話しを自治会長たちに言ったから問い合わせがあったので、答える必要はないと考えた。不信感を得るのもやむを得ない。(町長)

《討論要旨》

賛成:・町名は最終的には議会が決定するものだ。(町長の)議会重視を評価する。　　　　（吉田浩二議員）

・“緑”はグリーンタウンからとり良い名前だ。　　　　（黒川英代議員）

反対:・『住民意向を聞いてもらわなかったから』という反対陳情を採択した現在は、住民の意見を尊重して決めるべきで、その手続きを踏んでいない案には反対。　　　　（村尾）

☞町名変更についてはNO73,74号でそれまでの経過を報告しました。
今回は最終決定とも言うべき町議会の議決を得る段階でした。

住民代表も含まれた検討委員会が組織され、原案が決められたにも拘らず、『住民意見を聴いていない』、『南部地区をグリーンタウンとして欲しい』と反対運動を展開した人達の陳情を、議会はH4年12月に採択した。
素直にこの陳情を聞き入れるなら、住民意見を聞きながら決めるのが筋ではないか。また、委員として真剣に検討委員会に出席した人たちへ、それなりの謝罪があってしかりべきだろう。議会の同意を得ないことには決定で

きないのは事実だが、この件で、町長には積極的に関係住民(反対陳情の運動をした人達ばかりが関係住民ではない)の理解を得る姿勢が感じられず、誠に残念だ。

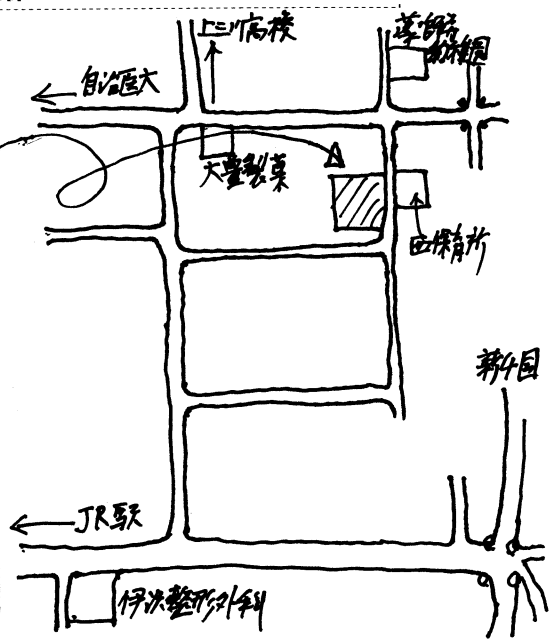
今回の質疑では『約束と違う会合だった』と説明会状況を語った。しかし、あの日、町長は『住民と話し合うことは良いことだ、いつでも声をかけて欲しい』とにこやかに帰っていったのだ。この言葉は単なる社交辞令だったのだろうか。また、全員協議会での情報を住民に伝えることを、さも非難するかのように言われたことには、ただ唖然とするだけだった。説明会以前から、『"みどり"になるんですって！』と多くの人が囁いていたというのに・・・。

★相次ぐ大型建設事業

①町立西保育所新築工事

契約金額	1億4008万円 (うち消費税 408万円)
契約方法	指名競争入札
契約相手方	永野・松林特定建設工事共同企業体
工期	～H6年2月28日まで
概要	面積:敷地 3,718m²、建物 447.775m² 鉄骨平屋建、保育室・乳児室・遊戯室 幼児用トイレ・調理室・事務室等

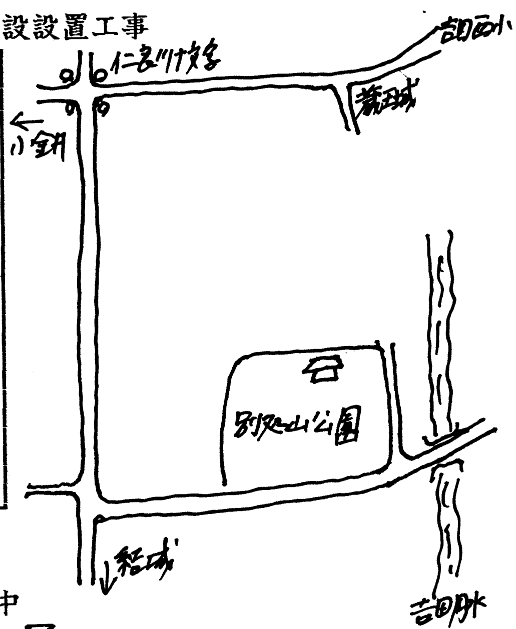
設計:袖山建築設計事務所(宇都宮市)
H6.4月より0才児から保育、定員 60人



②別処山公園多目的運動広場照明施設設置工事

契約金額	2億8531万円 (うち消費税 831万円)
契約方法	指名競争入札
契約相手方	株式会社関電工栃木支店
工期	～H5年11月10日まで
概要	被照面積 23,743m² 照明塔 野球場2面に36灯用を8基設置 照度 野球場バッテリー間 700ルックス 内野 500ルックス 外野 300ルックス サッカーコート 150ルックス

設計:オリエンタル設計(栃木市)
宇都宮市屋板球場とほぼ同程度の照明施設
補助金は国(1500万円)と県(3500万円)に申請中



③南河内町立（仮称）第二中学校新築工事

グリーンタウン内の新設中学校は町立(仮称)第二中学校として町立学校設置条例の中で位置付けられました。これは国の補助金を申請するために、『確実に設置する』ことを裏付けるものとして必要な手続きとのことです。新しい名称が決まった時点で、学校設置条例を再度改正することになります。また、来年4月の開校に向け、秋から備品購入や受け入れに当たる専任職員を配置することになっています。 ――学校設置条例一部改正――

契約金額	21億9390万円 (うち消費税 6390万円)
契約方法	指名競争入札
契約相手方	安藤・住友・渡辺建設共同企業体
工期	H6年3月25日まで
概要	建物面積:8,446m² 校舎(3階建、普通教室 15・特別教室 10・給食室) 5,763m² 屋内体育館 1,212m²・柔剣道場 534m²・部室(6室) 256m² プール(25m×16m 8コース) 400m² 体育館クラブハウス 281m²
全体計画の建物面積は9,920m²。今回は3年先の生徒数を見込んでの建設。残り474m²(普通教室 6・特殊教室)の建設時期は未定。校庭と南側外構工事は秋に別途発注予定。	

☞新設中学校の建築概要は報告No74をご覧下さい。

この議案審議の時点では、『特殊学級は開校の時点で開設したいとは考えている』(教育長)と言っていたが、一般質問(P2参照)で明らかなように、特殊学級はH6年度からは小学校のみの開設となりそうだ。

単年度で建築できるように、と前年度に設計完了した筈なのに、いつの間にか、建築を2期に分けていた。前議会での用地取得の審議の時に、『工期は大丈夫か』との質疑に対し『大丈夫』とだけで説明はなく、今回ようやく全容がつかめた。これほど大きな事業なのだから、議員がきちんと理解できるよう、常任委員のみならず議員全体に十分な説明をすべきではないか、と強い不満が残った。ちなみに、新設中学校にはこれまで用地費(12億8100万円)+建築費(21億9400万)でおよそ34億7500万円投資することになっている。

5月の臨時議会では前記の3件の工事請負契約について審議したが、その過程で『中学校新築工事について、入札前に落札者が決まっているという町民の声があった』との質疑があった。『噂があるとは聞いたが、噂だけで会社の人格云々はできない。入札は厳正忠実に行っている』(町長)との答えで、本会議では可決された。村尾も賛成したが、不審な点があるなら徹底した調査をすべきではなかったか、と今にして思う。どんな調査方法があるのか、検討もつかないが。

★町の契約、議決は５千万円以上

《議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例》

第2条：地方自治法第96条1項5号の規定により、議会の既決に付さなければならない契約は、予定価格30,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

└→５０００万円以上に改正

【理由】地方自治法施行令を一部改正する政令がH5年3月12日に交付施行されたため

《参考》

> 地方自治法第96条：普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。　（注15の事件を列挙―村尾―）
>
> 5：その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
>
> 6：条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸付けること。
>
> 7：財産を信託すること。
>
> 8：前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

☞政令で基準額が示され、準則通りの改正である。『S52年以来の改正』（総務課長）だから、物価上昇の社会情勢からはやむを得ないところだ。

ところで、この町の契約や財産取得処分に関する条例では同じ地方自治法96条1項の8号に従い、財産取得・処分について次のように規定している。

> 条例第3条：地方自治法の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5000m²以上のものに係るものに限る。）又は・・・・後略

要するに、700万円以上の売買、土地については5000m²以上の取得・処分のみ議会の議決が必要だとしている。この点でも政令に定める基準に則っているのだとは思う。が、最近の例では、幼稚園用地取得に関しては、1億5千万円もしたのに、面積が2500m²なので議決の対象ではなく、一方では、小中学校のパソコン購入では1400万円程度（20台と配線工事）でも議決した。どういう理由で700万円とか5000m²の基準が出ているのか分からないが、何と無くアンバランスのような気がする。議会はチェック機関だから、できるだけ議会を通した方が良いと思う。しかし、グリーンタウンのような地価の高い地域の土地取引でも、価格ではなく面積で規定しているのは、社会情勢に合わないのではないか。

★農業委員、議会推薦は投票で（任期３年）

農業委員会委員１７名のうち、議会推薦は３名です。今回は単記無記名による３回の投票で推薦人を決めました。投票結果は以下の通りです。

（敬称略）

１　回　目		２　回　目		３　回　目	
◎伊　沢　茂	１３票	◎舘野安光	１２票	◎吉田浩二	１３票
篠崎源吾	１	吉田浩二	１	石崎喜代治	１
		荻原一夫	１		

（出席者14，有効投票数14，◎印は当選者）

☞これまで何回か“農業委員推薦”を経験した。前回は指名推薦(議員全員賛成が条件)で、それ以前は単記無記名による１回の投票で推薦人を決めた。人事案の時はいつも感じさせられるのだが、今回もやはりそうだったかと思わざるを得ない。主流派(数がおおいからこう呼んでみたが)の人達のみが相談して決めたのだ。民主主義は結局のところ多数決でことは決まる。

単記の投票を３回も繰り返せば、自分達の思い通りにことが運ぶのは明らかだ。(順番を間違えた人がいるようだが･･･)

まず、議員全体で話し合いをして、一致できなければ“投票”という手段を取れば良い。今回のやり方は、多数を占める人達の奢りとしか思えない。

こんな方法が許されるのか、疑問に思った。しかし、議会での選挙は地方 治法の範囲内で、公職選挙法に準じて実施するに過ぎない。会議規則に明記されていない選挙のやり方は、みんなで決めることになる。今回は『無記名投票で』との提案を受けた後、議長が『投票は単記無記名で3回実施する』と宣言した。まさに、少数意見を封じ込めたやり方だった。多数には屈するほかないのだろうか。
任命権は町長にある。もっとフランクに話し合えないものだろうか。

農業問題と土地利用と大きな責務を負う農業委員には、真摯に農業に取り組んでいる中核的な世代にお願いしたいと私は考えている。

一般質問（通告順；抜粋・要旨）

①永吉栄議員

1. 自治医大駅前通りと町道405号線交差点(足銀前)に信号設置を

【総務課長】年内に設置されると確認した。

2. 公営選挙について
町長選・町議選の公営化、又は公的援助はどうか。

【総務課長】H4.12.16の法改正により、町は選挙運動用はがきの無料交付ができる。次回より実施実施する。選挙公報は更に検討する。

3. ごみ問題について
(1)リサイクセンターの稼働状況は



【保健衛生課長】H5.4月は、国分寺・南河内両町のびん・缶処理 47トン、プラスチック類取り扱い26トン。広域組合での施設整備まで活用する。

(2)生ごみの資源化についての現況と今後の計画はどうか

【保・衛課長】町収集の生ごみはH4年度は1000トン程。今後も北部清掃センターで焼却処理する。しかし、減量化と有効利用促進のため、補助制度による堆肥化容器設置を推進している。また、都市部と農村部が共存する町の特性を生かし、地域間連携して土壌還元システムを研究したい。

②大島将良議員

1.財政について

(1)今年度、各課から要求されたが当初予算化できなかったもの。今後の対応は。

【企画課長】庁舎増築設計費・庁舎冷暖房施設・仮称南小設計費・公民館東分館改築費・体育センター補修費。国県の資金を積極的に確保し、優先順位を十分把握する。

(2)今後の税収見通しと維持管理のバランスは。

【企画課長】法人町民税 20%減収、個人町民税・固定資産税 10%増収が予測される。

2.教育行政について
町立小中学校の町内在住教員数はどうか。
今後の対応は。



【教育長】99人中、14人(約14%)。うち管理職は1名。広域異動が内部的にも叫ばれている。町民の教師は更に薄らぐと予想しているが、確保に努力する。

3.商工行政について
H4年度の町内業者への発注状況はどうか。

【建設課長】できるだけ分離分割発注し、受注機会を増やした。
発注実績 H3年度 21件 11600万円
H4年度 36件 30400万円(前年の262%)

③舘野正明議員

1.農業公社設立の構想はあるか

【町長】現段階ではない。設立するか否か、時間をかけ慎重に考える。

2.合併浄化槽設置推進と公共下水道・集落排水事業について

【保健衛生課長】広域的な一括処理が基本。
下水道事業・農業集落排水事業の計画区域には補助による合併浄化槽設置推進はしない。



農業集落排水事業：田川以東(H4年度~実施中)
田川以西(H7年度~)
成田・町田地区(H9年度~)
下坪山・絹板地区(H10年度~)
} 事業採択を目指す

公共下水道　:仁良川地区は区画整理事業と同時に実施
特・環公共下水道:薬師寺地区(未定)

当分の間、薬師寺地区は合併浄化槽の補助対象地区とする。

終わりに、ちょっと一言

議員研修とは何か。議員になってからいつも考えている。
８月２４日、県町村議長会主催の正副議長・常任委員長研修がある。これは例年、時事問題や政治情勢についての講演である。その後、引き続き河内郡議長会主催の研修となる。この内容は、その夜一泊して懇親会だけをすることになっている。この参加費は、郡内町村は一致して公費負担としている。懇親会が悪いとは言わないが、公費の研修なら真面目な学習機会を作って欲しい。この数年、議長を通じその旨を要望してきた。残念ながら、今年も希望は聞き入れられない。これまで、何回かは、町独自の委員長研修を併せて実施してきたが、今回はそれも実現しなかった。河内郡の研修は参加しないことにした。公費で宴会だけの研修にはどうしても気が乗らない。自己負担でと言うなら喜んで行こうと思うのだが・・・。

現任期が始まってから、議員全員で毎月1万円の旅行積立をしている。それまでは、任期の最終年に旅行に出掛けたが、今任期は2年毎に実施となった。今年はその2年目。積立金と議員全体研修費(町費:3万円/1人)と合わせて、北京へ行くことになった(10.18~21)。勿論、不足分は自己負担。公的視察先は高齢者福祉施設にほぼ決まった。公式訪問はもっとしたいところだが。

数年振に下水道組合議員になった。私が離れた4年間に、議員研修費が一人１２万円にもなっていた。昨年は、まずは参加して実態を体験したが、2泊3日の行程で、視察は1か所のみ、しかも1時間程度。今年は9月下旬に予定されている。研修内容が充実されなければ、参加は見合わせようと思う。かつて、下水道組合の研修はこんなに派手ではなかった。不足分は自己負担もした。
『小山広域組合と同程度にしないと組合議員のなり手がいない』との某議員の言葉は冗談とも思えなかったが、本当に議員の要請だったのだろうか。

議員研修の実態はなかなか明らかにはならない。住民の税金で負担している、とどれほどの議員が認識しているだろうか。市町村により研修費(本当は調査費とでも言うべきだろう)の支出の仕方が異なる。規程に基づいて実績による旅費計算とすべきではないか。予算額の範囲なら支出内容は問わないのが実態といえる。
それにしても、最近の町議会は充実した研修をするようになったと思う。提案すれば、実現に向けかなり検討される。広域で実施するときに、大きな“不理解”にぶつかるようだ。粛正は住民が関心をもつに限ると思う。

第３回定例会は９月１３～１６日に予定されています。
議会前の懇談会を開きます
８月２６日（木）午後８時～
村尾宅（ＧＴ１２２－３）
☎４４－５４１８
関心ある方、どなたでもお出掛け下さい

《お詫び》No74号P9 文化協会補助 120 →30 に訂正します。
文化協会事務局長をしているのに間違ってしまった。恥ずかしい。